

第35回生産物分類策定研究会 議事概要

- 1 日 時 令和6年2月2日（金）10：00～12：00
- 2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室（web会議併用）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、こども家庭庁、総務省（統計局）、総務省（情報流通行政局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
（事務局）総務省（政策統括官室）
- 4 議 題
 - 1 第34回研究会における議論等を踏まえた修正等について
 - 2 生産物分類（2024年設定）（案）について
 - 3 生産物分類設定後の課題等
 - 4 その他

5 概 要

【議題1 第34回研究会における議論等を踏まえた修正等について】

事務局より、資料1-1～1-4に基づき、第34回研究会における議論等を踏まえた修正等について説明を行った。

- 資料1-1に記載する次の項目については、特段、意見等はなく事務局案のとおり了承された。
 - No.31 電動バイクの位置付け
 - No.76 「産後ケアサービス」の説明について
 - No.78 「その他の医療に附随するサービス」の分類項目名について
 - No.追加2・追加3 「映像著作件の使用許諾サービス」及び「音楽ソフト」の分類構成について
 - No.追加5 「航空防除サービス（有人の航空機によるものを除く）」の説明・内容例示について
- 資料1-1に記載する次の項目については、事務局案のとおり了承され、質疑応答があった。主な御意見等は以下のとおり。
 - （No.12 情報記録物及びソフトウェア（物理的媒体）の扱いについて）
 - 「情報記録物複製（新聞、書籍等の印刷物を除く）」は、複製を行うサービスであって、財の中間投入ではないことを確認したい。
 - 当該生産物分類項目は、CPC（中央生産物分類）第2.1版における「記録又は録音された媒体（メディア）からの再生産サービス（手数料又は契約ベース）」と同じように整理をしたものであり、当該生産物を産出する産業は、賃加工を行う産業などが該当するものと考えられる。

- 「音楽ソフト（情報記録物）」及び「音楽ソフト（配信用）」は統合分類レベルで区分しているが、例えば「ゲームソフトウェア（情報記録物）」及び「ゲームソフトウェア（配信用）」は詳細分類レベルで区分している。これらは、生産額の違いなどによって区分する階層に違いがあるのか。どのような基準で区分しているのか教えてほしい。
- 御指摘のとおり、生産物分類項目によって情報記録物及び配信用の区分が統合分類レベル又は詳細分類レベルで設定されている。当該生産物分類項目を検討した研究会の議論等を確認の上、回答することとしたい。
- 当時の議論を確認し、区分していることに明確な理由があれば現行のままとし、修正する必要がある場合は修正するなどの対応をしていただきたい。
- 承知した。

【議題2 生産物分類（2024年設定）（案）について】

事務局より、資料2-1及び資料2-2に基づき、生産物分類（2024年設定）（案）及び今後のスケジュールについて説明を行った。

資料2-1については御指摘・御質問を受け、修正案・御回答を後日御報告の上、資料に反映させることとされた。主な御意見等は以下のとおり。

- 資料2-1の13~14ページの参考1の2個別事項について、以下の（ア）～（エ）のとおり、気が付いたことが四点ある。

（ア）（5）情報記録物の複製及びソフトウェア（情報記録物）

「情報記録物を産出する産業が当該ソフトを開発したか否かで異なる生産物として取り扱うこととする。」としているが、資料1-1では「権利を有するか否かに着目して」としているため、同様に「所有するか否か」で区分していると記載してはどうか。

（イ）（6）知的財産関連生産物の②知的財産のオリジナル

自己の経済活動の説明書きに「レコード会社の原盤制作」とあるが、音楽の著作権は作曲者にあると考えられ、事務局案ではレコード会社に移っていると解釈されるため、「会社」を削除してはどうか。

（ウ）（6）知的財産関連生産物の③知的財産の使用許諾サービスの二段落目のサブライセンスに係るサービスの記載

「サブライセンスに係るサービスは」という記載ぶりでは別の項目になると読めることから、「サブライセンスに係るサービスも」に修正した方が理解しやすいのではないかと。

（エ）（6）知的財産関連生産物の【著作物】

「テレビ番組、テレビCM」及び「ラジオ番組、ラジオCM」と記載しているが、ニュースやスポーツ番組、テレビCMが知的財産になるとは考えられない。しかし、これらは当該項目の見出しにあるように「（6）知的財産関連生産物」としていることから、知的財産に関連するものとして含まれると整理していると考えられる。そうであれば、知的財産に関連する生産物が何を指すのか紛らわしいため、【著作物】の箇条書きに「テレビ番組、テレビCM」及び「ラジオ番組、ラジオCM」の記載は不要ではないかと。

→ （ア）は、御指摘のとおり「開発」を削除し、「権利を有するか否かに着目して」に修正することとしたい。

（ウ）も、御指摘のとおり修正することとしたい。

- (イ) は、「レコード会社の原盤制作」の「会社」を削除し、「レコードの原盤制作」に修正するとの御指摘だが、レコードを作るわけではない。「著述・芸術家の創作活動」が併記されていることから、「作詞・作曲家の創作活動」としてはどうか。
- 「作詞・作曲家の創作活動」と記載した場合、ミュージシャンや著作隣接権が該当しなくなるのではないか。
- 「音源の原盤制作」としてはどうか。
- 「音楽原盤」は、知的財産の説明に使用されている言葉であるため、「音楽原盤の制作」としてはどうか。
- 御意見を踏まえ、「音楽原盤の制作」に修正することとしたい。
- (エ) は知的財産に関連する生産物についての御指摘であるが、知的財産関連生産物とは、①知的財産の制作（請負）サービス、②知的財産のオリジナル、③知的財産の使用許諾サービスの三つを指している。
 - 一方で、テレビCMは著作物であるが、知的財産になるかという意味でいうと、そうではないという御指摘をいただいた。生産物分類においてテレビCMやラジオCMが、どのように分類されているのか確認したい。「テレビCMのオリジナル」という分類は立項しておらず、「映像著作物のオリジナル」という分類項目にテレビCMの制作が含まれるという理解でよいか。
 - そのとおりである。「映像著作物のオリジナル」という分類項目に、テレビCMなどの著作権法により保護される映像著作物であって、複製品の生産に対して原本となるものという説明がある。
 - テレビCMは著作物であり、著作権が認められるため、【著作物】の欄に記載したということか。
 - そのとおりである。
- これらを踏まえると、(ウ) の御指摘は、「テレビ番組、テレビCM」及び「ラジオ番組、ラジオCM」を【著作物】の欄から削除するのではなく、知的財産関連生産物の説明にその旨を記載した方がよいということである。
 - つまり、著作物であることは確かだが、知的財産としてストックされる話ではないということだ。知的財産関連生産物とは、著作物であるが知的財産としてストックされないものも含んでいるという意味が理解できる文を当該項目「(6) 知的財産関連生産物」の説明書きに追記してほしい。
- 承知した。文面については事務局にて検討し、修正案をお示しすることとしたい。

【議題3 生産物分類設定後の課題等】

事務局より、資料3に基づき、生産物分類設定後の課題等について説明を行った。主な御意見等は以下のとおり。

- 「(3) 社会で生み出される新たな財やサービスの状況の継続的な把握」について、今般の検討において既に修正が必要なものがあつたことが明らかのように、新しい財やサービス、経済活動が絶え間なく生み出されているため、それを継続的に把握すると共に、注視して、必要であれば改定を行ってほしい。
- 「(2) 統計基準としての設定を視野に入れた検討」について、生産物分類が現状、①経済セ

ンサスー活動調査、②経済構造実態調査しか使用されておらず、先行きも、③日本銀行の2020年基準企業向けサービス価格指数において使用される予定であるのみということであるが、利用を促進するために広報活動に注力してほしい。

また、公的統計だけでなく民間においても広く使用されることにより、結果的に公的統計調査を行う際に回答しやすくなることが期待できる。民間において広く使用されるためには、使いやすさが重要である。新しい財やサービスが産出された際に、生産物分類において立項されたと話題になるように活用先を広げてほしい。

→ いただいた御意見について、事務局は努めて取り組んでまいりたい。

新しい財やサービスをどのように把握していくかということと、生産物分類の利用促進のためどのように広報していくかということは、関係各府省庁等との意見交換を積極的に行い検討していきたい。

→ 「(2) 統計基準としての設定を視野に入れた検討」に、認知度を高めていくことや広報していくこと等という文言を書き足すことも考えられるが、当該資料（資料3）はどのように使用されるものなのか。報告書に掲載する予定はあるのか。

→ 当該資料（資料3）は、本研究会のホームページに掲載するものである。

今後の課題については、本日いただいた御意見等を整理して報告書に掲載する予定であり、事務局が作成した報告書は、後日、確認いただきたい。

- 社会では日々新たな財やサービスが生み出されているが、それらを捉えるためには「(5) 各種統計調査実施部局との連携」が非常に重要である。生産物分類（2024年設定）後も、PDCAサイクルを活用して改善を行ってほしい。情報を得るために、各種統計調査実施部局から分類の利点及び難点を挙げてもらい、不断の見直しを図ってほしい。

→ 承知した。関係各府省庁等の統計作成部局だけでなく、産業を直接所管している部局とも可能な範囲で御協力をいただきながら進めていきたい。

また、本研究会のオブザーバーである各府省庁等と今後も引き続き意見交換を行っていききたい。

【議事4 その他】

- これまでの議論を踏まえた助言等を御発言いただいた。主な御意見等は以下のとおり。
 - 今後の課題にも示されていたとおり、実際に経済センサスー活動調査等で使用されると生産物分類の問題点が明らかになり、修正が必要な箇所が出てくる。令和8年の経済センサスー活動調査では財分野の生産物分類も導入されることから、今後も多様な課題が出てくると考えられ、継続した検討が必要である。
 - 今般、完成させた生産物分類が統計基準になることを願っているが、そのためには関係各府省庁等の方々に積極的に使用してもらうほか、民間の方にも使用してもらうことが非常によいと考える。新製品が出たことに伴い、生産物分類においても新製品が追加されたということが慣行になると非常によいと考える。また、そのような世の中になることを希望している。
- 本研究会の終了後の作業方針は、以下のとおり。
 - 本日いただいた意見については、座長及び事務局への一任とさせていただき、後日、検討の結果を構成員等及びオブザーバーに報告するとともに、事務局は生産物分類（2024年設定）の

本年3月末までの決定・公表に向けて必要な手続きを進めることとする。

また、本研究会の報告書については、事務局において原案を作成し、構成員及びオブザーバーの確認を経て、研究会のホームページで公表することとする。

(以上)